

令和 7 年 6 月 10 日

令和 7 年第 2 回奥多摩町議会定例会会議録

令和 7 年 6 月 10 日 開会

令和 7 年 6 月 17 日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和7年第2回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和7年6月10日午前10時00分、第2回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	榎戸 雄一君	第2番	伊藤 英人君	第3番	森田 紀子君
第4番	相田恵美子君	第5番	大澤由香里君	第7番	小峰 陽一君
第8番	宮野 亨君	第9番	高橋 邦男君	第10番	原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

第6番 澤本 幹男君

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 保君 議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	野崎喜久美君	企画財政課長	杉山 直也君
総 務 課 長	山宮 忠仁君	住 民 課 長	岡部 優一君
子育て定住推進課長	河村 寿仁君	福祉保健課長	須崎 洋司君
観光産業課長	大串 清文君	自然公園施設担当課長	新島 和貴君
環境整備課長	坂村 孝成君	環境担当主幹	坂本 秀一君
会計管理者	岡野 敏行君	教 育 課 長	清水 俊雄君
病院事務長	岡部 勝 君		

令和 7 年第 2 回奥多摩町議会定例会議事日程 [第 1 号]

令和 7 年 6 月 10 日 (火)

午前 10 時 00 分 開会・開議

会 期 令和 7 年 6 月 10 日～6 月 17 日 (8 日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	——	議長定例町議会開会・開議宣告	——
2	——	1 番 榎 戸 雄 一 議員 会議録署名議員の指名 2 番 伊 藤 英 人 議員	
3	——	会期の決定について	決定
4	——	議会関係諸報告	——
5	——	町長あいさつ	——
6	報告第 1 号	令和 6 年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	——
7	議案第 35 号	奥多摩町簡易給水施設等設置条例の一部を改正する条例	原案可決
8	議案第 36 号	奥多摩町下水道条例の一部を改正する条例	原案可決
9	議案第 37 号	奥多摩町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて	原案同意
10	議案第 38 号	丹三郎水神前地内分譲地造成工事請負契約について	原案可決
11	議案第 39 号	令和 7 年度奥多摩町一般会計補正予算 (第 1 号)	原案可決

(午前 11 時 54 分 散会)

午前 10 時 00 分開会・開議

○議長（小峰 陽一君） これより令和 7 年第 2 回奥多摩町議会定例会を開会します。

はじめに申し上げます。本日、6 番、澤本議員におかれましては、ご母堂様のご逝去されたため、欠席届が提出されておりますので、ご承知おきください。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

1 番 榎戸雄一議員、

2 番 伊藤英人議員、

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定についてを議題とします。

本件については、去る 5 月 30 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、宮野亨議員よりご報告をお願いします。宮野亨議員。

〔議会運営委員長 宮野 亨君 登壇〕

○議会運営委員長（宮野 亨君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

令和 7 年第 2 回奥多摩町議会定例会の運営について去る 5 月 30 日、議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

はじめに、本定例会の会期であります、本日から 6 月 17 日までの 8 日間とすることに決定しました。

次に、会期中の諸日程であります、配布してあります会議予定表をご覧ください。

はじめに、今回上程された議案等は全 6 件であります。提出された案件の審議の結果、本日 1 日限りで行うことに決定しました。

次に、一般質問であります、本会議 2 日目の 17 日に行います。通告者は 9 名で、通告順に行います。

なお、今回の一般質問につきましては、議会の情報公開の充実及び開かれた議会運営の一環として映像配信を実施することとしております。質問及び答弁の内容が広く町民の皆様にも届くこととなりますので、その点をご留意いただき、簡潔な質問及び答弁にご協力くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案等の取扱いについて申し上げます。配布してあります提出案件及び上程別・採決別一覧表をご覧ください。

はじめに、報告第1号 令和6年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての報告があります。

次に、議案第35号から議案第38号までの4議案については、それぞれ単独上程の上、採決は即決と決定しております。

なお、議案第37号の奥多摩町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについては人事案件となりますので、採決の方法につきましては無記名投票による採決と決定しております。

次に、議案第39号 令和7年度奥多摩町一般会計補正予算（第1号）については、単独上程とし、採決は即決と決定しております。はじめに副町長から総括説明をいただいた後、各課長より所管の説明を求めます。説明終了後、質疑と採決を行うことと決定しております。

以上が本定例会の会期と議案等の取扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう議員各位のご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会委員長の報告といたします。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月17日までの8日間とし、議案の上程別及び採決別についても併せて委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月17日までの8日間とすることに決定しました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配布してあります会議予定表のとおり進めたいと思います。ご協力よろしくお願ひしたいと思います。

また、本日の日程は配布のとおりであります。

次に、日程第4 議会関係諸報告であります。議会関係の諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については配布のとおりであります。

次に、本定例会の開会に当たり町長よりご挨拶があります。師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 本日、令和7年第2回奥多摩町議会定例会を招集させていただ

きました。開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、町制施行 70 周年を迎える記念すべきこの令和 7 年度に今後の 10 年間を見据えた第 6 期長期総合計画「オクタマ リ：デザイン わたしがつくる、わたしたちの奥多摩へ」がスタートいたしました。この計画の策定に当たり、長期総合計画審議会をはじめ、まちづくり住民アンケート、住民参加ワークショップなどにおいて議員皆様や住民皆様など様々な方のご理解、ご協力をいただき、このたび計画を策定できましたこと、この場をお借りして改めて御礼を申し上げます。

この計画に謳う町の将来像「自然の中で わたしがくらし つながり 挑戦できるおくたま」を実現するため、「活性化」「持続化」「効率化」の 3 つのコンセプトと、それに連なる施策の方向性をより具体的な形で推進していくため、今後、外部有識者を含む評価委員会を立ち上げ、評価指標を設定し、その指標を達成するための実施計画を策定いたします。目まぐるしく変化する情勢や町に寄せられる様々なニーズに合わせ、既存の事業や前例にとらわれず柔軟に対応していけるよう職員一丸となって取り組んでまいります。

次に、庁舎建設整備事業では昨年度末に実施設計が完了し、その概要をこの 5 月に住民皆様にお知らせしたところであります。今後、入札等の必要な手続を経て、令和 7 年第 3 回定例会に契約案件として上程させていただく予定であります。引き続き令和 9 年度の完成を目指し、事業を進めてまいります。

また、令和 7 年度は、庁舎建設整備事業のほか、消防団第 4 分団栃久保詰所建設工事や丹三郎水神前地内分譲地造成事業などの大型事業の実施を予定しております。地域の皆様方のご理解を得ながら、これらの事業を迅速、着実に推進してまいりますので、皆様方のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、今定例会に提案いたします議案等につきましてご説明申し上げます。

報告第 1 号 令和 6 年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書については、妊婦支援給付金対応システム改修事業について令和 7 年度に執行するため、地方自治法の規定に基づき、繰越しを行いましたので、そのご報告をするものです。

議案第 35 号 奥多摩町簡易給水施設等設備条例の一部を改正する条例につきましては、簡易給水施設の分担金及び給水料金に係る減免について定めるため、規定を整備するものであります。

議案第 36 号 奥多摩町下水道条例の一部を改正する条例につきましては、下水道管理者が制定する条例に係る国からの技術的助言の改正に伴い、規定を整備するものであります。

議案第 37 号 奥多摩町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについては、令和 7 年 6 月 19 日をもって任期満了となる固定資産評価審議委員会委員、山宮敏夫氏の後任として水野繁雄氏を選任するため、議会の同意を求めるものです。

議案第 38 号 丹三郎水神前地内分譲地造成工事請負契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、その契約について議会の議決をいただくものです。

議案第 39 号 令和 7 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、現在執行しております令和 7 年度一般会計予算の補正予算案となります。

以上、報告 1 件、条例の一部改正 2 件、人事案件 1 件、契約案件 1 件、補正予算案 1 件の計 6 件であります。これら議案の具体的な内容につきましては、副町長をはじめ、所管の課長から説明させていただきますが、いずれの議案につきましても町の事務事業を執行していく上で必要不可欠でありますので、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、私から 2 点報告がございます。

まず 1 点目でございますが、去る 4 月 24 日、福島県いわき市で開催された第 2 回 J R 東日本地域共創アワードに参加してまいりました。この企画は、J R 東日本が J R 東日本グループとともに持続可能な地域づくりの取組を進める事業を公募し、その事業を行う個人、団体を表彰するものです。

今回の第 2 回では 115 の団体からの応募があり、最終審査に 4 団体がノミネートされ、奥多摩町、株式会社 J R 東日本都市開発及びバテレ合同会社による「クラフトビールで地域活性化」のプロジェクトが優秀賞を受賞いたしました。このプロジェクトは、令和 3 年度の旧琴清苑跡地の活用に関する協議から始まり、令和 5 年 12 月のバテレ新工場の完成、奥多摩ビールフェスの開催など、J R 東日本都市開発、バテレ、そして地域住民の皆様のご理解、ご協力により推進してきたことが認められ、このたびこのような形で評価をいただいたことは大変誇らしく光栄感じております。今後も民間事業者との連携事業を一層推進し、地域の活性化に取り組んでまいります。

次に 2 点目、町村会関係につきましてご報告を申し上げます。去る 5 月 26 日に東京都町村会の第 1 回町村長会議が、5 月 29 日に西多摩郡町村会の定期総会が開催され、このたび私が東京都町村会並びに西多摩郡町村会の会長に就任いたしました。また、本年 7 月 30 日までの任期であります。関東町村会の会長にも就任いたしました。今後は町村の代表としてもしっかり尽くしてまいります。

以上２点ご報告を申し上げました。引き続き町民皆様、議員皆様のご理解、ご協力を心からお願いを申し上げまして、令和７年第２回奥多摩町議会定例会の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

これより議案審議に入ります。

日程第６ 報告第１号 令和６年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 杉山 直也君 登壇〕

○企画財政課長（杉山 直也君） それでは、報告第１号 令和６年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきましてご説明いたします。

本案件につきましては、去る３月に開会されました令和７年第１回奥多摩町議会定例会におきまして議案第１４号 令和６年度奥多摩町一般会計補正予算（第５号）としてご決定をいただきました繰越明許費につきまして地方自治法第２１３条第１項の規定に基づく繰越しを行いましたので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定によりご報告するものです。

次のページをお開きください。令和６年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

款３民生費、項２児童福祉費、事業名は、妊婦支援給付金対応システム改修事業でございます。事業費総額を示す金額は８２万５,０００円で、翌年度繰越額も同額の８２万５,０００円となり、この財源内訳につきましては、現時点では未収入となりますが、出産子育て応援交付金として国庫補助金が交付される見込みでございます。

以上で、報告第１号 令和６年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の説明を終わります。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、報告は終わりました。

次に、日程第２ 議案第３５号 奥多摩町簡易給水施設等設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。環境担当主幹。

〔環境担当主幹 坂本 秀一君 登壇〕

○環境担当主幹（坂本 秀一君） それでは、タブレットの議案第３５号をお開きください。議案第３５号 奥多摩町簡易給水施設等設置条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明をさせていただきます。

提案の理由でございますが、分担金及び給水料金に係る減免について定めるため、規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め分もございますが、新旧対照表にてご説明させていただきます。タブレットの 3 ページをご覧ください。

第 12 条を第 13 条とし、第 11 条を第 12 条とし、第 10 条を第 11 条とし、第 9 条の次に第 10 条として下線部分を追加するもので、「町長は、公益上その他特別な理由があると認めたときは、分担金及び料金を減額又は免除することができる。」規定を追加するものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

改正内容といたしましては、5 月 20 日に発表されました東京都の令和 7 年度 6 月補正案において水道料金に係る基本料金無償臨時特別措置実施を踏まえ、都水道局の区域外で水道事業を行う市町村が同様の措置を行う場合に基本料金の収入相当額等を交付する水道料金に係る基本料金無償臨時特別交付金が交付される予定です。

町の簡易給水施設を使用する方にも基本料金無償の措置を減免制度で対応したいため、また今後、減免の対象がないとは限らないため、規定を整備するものです。

以上で、議案第 35 号の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 35 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 35 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 35 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 7 議案第 35 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 35 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8 議案第 36 号 奥多摩町下水道条例の一部を改正する条例を議題とし

ます。

これより提案理由の説明を求めます。環境担当主幹。

〔環境担当主幹 坂本 秀一君 登壇〕

○環境担当主幹（坂本 秀一君） タブレットの議案第 36 号をお開きください。議案第 36 号 奥多摩町下水道条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明をさせていただきます。

提案の理由でございますが、標準下水道条例についての改正に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め分もございますが、新旧対照表にてご説明させていただきます。タブレットの 3 ページをご覧ください。

第 5 条に下線部分を追加するもので、「ただし、災害その他非常の場合において町長が他の市区町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、他の市区町村長の指定を受けた者が施行することができる。」規定を追加するものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

改正内容といたしましては、令和 6 年 1 月に発生しました能登半島地震では、多くの家で排水設備等が破損したことや指定工事店自身も被災したことにより工事を行うことができる指定工事店が不足し、これによって排水設備等の復旧が遅れることとなったことを踏まえ、被災地での排水設備等の工事が円滑に実施されるよう、他の市区町村長の指定を受けた指定工事店であっても排水設備等の新設等の工事を行うことができることとすることが目的でございます。

以上で、議案第 36 号の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 36 号の質疑を行います。質疑はありますか。4 番、相田議員。

○4 番（相田恵美子君） 4 番、相田です。

「災害その他非常の場合において」というところで、災害のことは分かるんですけど、その他非常の場合というのはどういう事態を想定しているのか、伺いたいと思います。

○議長（小峰 陽一君） 環境担当主幹。

○環境担当主幹（坂本 秀一君） 4 番、相田議員の質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、国からの助言で改正内容をしておりまして、災害につきまして

は地震等の災害と思われますが、非常の場合というのは、例えば大きな事故、以前、埼玉県でありました大きな事故などが想定されるかと思われますが、基本的には自然災害が主なものかとは認識はしておるところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 36 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 36 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 8 議案第 36 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 36 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9 議案第 37 号 奥多摩町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○総務課長（山宮 忠仁君） タブレット端末議案第 37 号をご覧ください。議案第 37 号 奥多摩町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることにつきまして提案のご説明を申し上げます。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

住所でございますが、東京都西多摩郡奥多摩町小丹波 574 番地 2、氏名、水野繁雄、生年月日、昭和 46 年 8 月 12 日生まれでございます。

理由でございますが、固定資産評価審査委員会委員、山宮敏夫氏が令和 7 年 6 月 19 日をもって任期満了となりますので、その後任といたしまして水野繁雄氏を固定資産評価審査委員会委員として選任しようとするものでございます。

水野繁雄氏の学歴、職歴等につきましては、次のページの略歴書のとおりでございますが、はじめに、学歴につきましては、平成 6 年 3 月、日本大学生産工学部土木工学科を卒

業し、次に、職歴では、平成 6 年 4 月 1 日に株式会社昭和石材工業所に入社し、令和元年 6 月 1 日からは生産事業部古里鉱業所所長として現在に至っております。

水野繁雄氏は、これまでのところ公職歴はございませんが、地域に密着した企業に勤められており、職歴にもございますように、責任ある立場にいられることから固定資産評価審査委員会委員として適任でございますので、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、水野繁雄氏からは過日ご内諾をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案のご説明といたします。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 37 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 37 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 37 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

なお、採決は無記名投票により行います。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（小峰 陽一君） 只今の出席議員は 8 名であります。

次に、開票立会人を指名します。会議規則第 30 条第 2 項の規定により開票立会人に、4 番 相田恵美子議員、5 番 大澤由香里議員を指名します。

投票用紙を配布させます。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（小峰 陽一君） 異状なしと認めます。

只今から投票を行います。日程第 9 議案第 37 号、水野繁雄君を奥多摩町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、これに同意することを可とする議員は賛成に、否とする議員は反対を表し、投票箱に投票願います。

それでは、1 番 榎戸雄一議員から順次投票をお願いします。

(投票)

○議長（小峰 陽一君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小峰 陽一君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

続いて、開票を行います。4 番 相田恵美子議員、5 番 大澤由香里議員に立会いをお願いします。

(事務局開票作業)

○議長（小峰 陽一君） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 8 票。有効投票 8 票。有効投票中、賛成票 8 票、反対票 0 票。

以上のとおり賛成が多数であります。よって、水野繁雄君を奥多摩町固定資産評価審査委員会委員に選任することについては、これを同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（小峰 陽一君） 次に、日程第 10 議案第 38 号 丹三郎水神前地内分譲地造成工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 杉山 直也君 登壇〕

○企画財政課長（杉山 直也君） それでは、議案第 38 号 丹三郎水神前地内分譲地造成工事請負契約についてご説明させていただきます。タブレット端末 1 ページをご覧ください。

提案の理由でございますが、予定価格が 5,000 万円以上となる契約であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 16 号）第 2 条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

- 1、契約の目的は、丹三郎水神前地内分譲地造成工事でございます。
- 2、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。
- 3、契約の金額は、1 億 7,050 万円でございます。
- 4、契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町小丹波 45 番地、佐久間建設株式会社、

代表取締役、佐久間藤樹氏でございます。

入札調書につきましては、議案書の次のページに添付してございますので、ご参照いただきたいと存じます。

なお、本請負契約につきましては、去る5月13日に入札を執行いたしまして、現在仮契約を結んでおります。本日議決をいただきますと、6月11日が本契約となります。

工事の概要につきましては、担当課長よりご説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 子育て定住推進課長。

〔子育て定住推進課長 河村 寿仁君 登壇〕

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） それでは、議案第38号の工事概要につきましてご説明をさせていただきます。タブレットの3ページをお開きください。

工事概要でございます。工事件名は、丹三郎水神前地内分譲地造成工事でございます。

工事場所は、奥多摩町丹三郎164番他でございます。

工期につきましては、令和9年3月15日まででございます。大規模工事となりますことから、2か年の継続事業として予定をしております。この分譲地造成工事につきましては、令和7年2月27日に開催されました議会全員協議会にてご説明させていただきました工事でございます。丹三郎水神前地区の町有地を分譲地として整備をするものでございます。

それでは、工事の概要をご説明いたします。

はじめに、分譲地の整備面積といたしましては、6,029.13㎡、全10区画、1区画当たり平均284㎡、坪に換算しますと約86坪を計画しております。

次に、土工としましては、掘削工2,477㎡、床掘工481㎡、盛土工3,461㎡、埋め戻し工340㎡、購入土844㎡を予定し、擁壁工としてプレキャストL型擁壁工を60m、ブロック積み擁壁工を32㎡、舗装工としてアスファルト舗装工を965㎡、側溝工としてU型側溝工を272m、横断排水工を16m、集水桝工を11か所。消防施設工として40㎡級の防火水槽を1か所、造園工事として緑地整地工を833㎡、植栽工として241本の植栽、給水管工として給水管の引込みを10か所を予定いたします。

次のページをお願いいたします。平面図となっております。平面図、右側が吉野街道側となっております。宅地はひな壇状に10区画造成を予定しております。そのほか区域内の道路の設置と図面中央になりますが、防火水槽の設置、東京都自然保護条例に基づく緑地の設置を予定しております。

また、図面の下のほうにあります保留地1につきましては、丹三郎自治会からの要望により、生活館の建設候補地として確保いたしまして、図面中央付近にある保留地2につきましては、隣接する畑と道路との境界に余裕を持たせるために設けております。

以上で、議案第38号の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第38号の質疑を行います。質疑はありますか。高橋議員。

○9番（高橋 邦男君） 9番、高橋です。

2点ほど質問したいと思います。

1点目なんですけど、保留地が2か所ありますね。場所の設定というんですか、保留地2というのは面積がそんな広くないかもしれませんが、大体中央付近、そして、保留地1のほうはもうちょっと広いところなんですけど、これが南側の端のほうにあると。何か意図があるのかなというふうに思ったんで、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

それからもう一点は、緑地が3か所分かれて、これも1つがやや中央寄りで、2つが南側と言っていいのかな。一番端のほうに2か所と。これも配置の意図というのが何かあれば教えてほしいと思います。

以上2点お願いします。

○議長（小峰 陽一君） 子育て定住推進課長。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 9番、高橋議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の保留地が2か所ありまして、保留地1と2の場所の意図ということでございますが、まず保留地1のほうにつきましては、こちら丹三郎自治会のほうの自治会説明会のときに、自治会のほうから生活館の候補地として確保してほしいというようなことがございました。場所につきましてもいろいろと自治会のほうからお話があったんですが、お祭りをやったりですとか、そういった関係で、神社に近い、今の生活館の裏のほうが場所がいいんじゃないかというようなことでご要望いただいたという経緯がございます。また、保留地2のほうにつきましては、面積としては少ないのですがということなんですけど、こちらの道路のほうが予定を決めておりまして、そこと畑との間が道路に全く接している場所ですと、雨が降ったときの排水とかで畑のほうに迷惑かけてしまうおそれがあるということで、余裕を持たせていると、そんなような意図でございます。

続きまして質問の2点目、緑地の配置というご質問でございますが、まず中央に緑地が

ありますのは、こちらは緑地で空き地のような広場にもなりますので、中央付近で若干そういう住民の方が憩える場所もあったほうが良いということと、あともう一つ、緑地2の図面の左下のほうに配置しておりますが、こちらにつきましては若干日陰になっているような場所ということと、あとは雨が降ったよきに水が集まりやすいような場所、また、レッドゾーンにかかっているということで、都の条例で緑地を設置しなければいけないというのがありますので、位置的にこちらのほうが良いのではないかとということで計画をさせていただいたというところでございます。

説明は以上です。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。宮野議員。

○8番（宮野 亨君） 8番、宮野でございます。

造園工事のほうで植栽工で低木から高木、木の品種はこれから決めるのか、決まっているのか、もし決まっているならどのようなものを何種類ぐらい植える予定でいるのか。秋になって葉っぱが落ちると掃除するのに困るんで、なるべく掃除をしないのがいいのかなと思ったんで、参考までに聞かせてください。

○議長（小峰 陽一君） 子育て定住推進課長。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 8番、宮野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

造園の工事で植栽する樹木はというご質問かと思いますが、一応計画としては、樹木のほうは選定はしてございます。基本的には町内に生えている木ですとか、庭木として既に実績があるような樹木を予定しております。例えばでいいますと、アジサイですとか、あとはコナラ、ソメイヨシノ桜の木、またツツジですとか、そういったような樹種を20種類ほどを予定してございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。3番、森田議員。

○3番（森田 紀子君） 3番、森田です。

緑地は町有地になると思うんですが、何年かたった後、そこに植栽をして町のほうでちゃんと管理はなさるんでしょうか。

○議長（小峰 陽一君） 子育て定住推進課長。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 3番、森田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

緑地を設置した後の管理はということでのご質問かと思いますが、こちら自治会での説明会の中でも同様のご質問がございまして、基本的には地域の方で管理をお願いしたいと

ということでお答えをさせていただいておりますので、ご理解をいただければと存じます。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。10 番、原島議員。

○10 番（原島 幸次君） 10 番、原島です。

2 点ばかりお聞きしたいんですが、1 点目の保留地の 1 番の上と下、277.10 m²と 278.70 m²、これは何をするのか。

それから、もう一点は、宅地 1、宅地 2 の関係で、日照権の関係がどうなのかなと。日がちゃんと太陽がかなりの時間入るのか、或いは上の山に隠れちゃって時間が短いのか、その辺をお聞きしたいんですが、よろしくお願いします。

それからもう一点、すみませんが、防火水槽、これ何十 t ぐらいの、30 トンぐらいの、どのぐらいの大きさの防火水槽になるのか。それから、当然、消火栓はできると思うんですが、防火水槽だけで終わりではないと思うんですが、消火栓を設置されるのかどうか、お聞きします。よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 子育て定住推進課長。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 10 番、原島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず 1 点目の保留地 1 の 277.10 m²と 278.70 m²の左右にあるものということなんですが、こちらこの 3 つを足して保留地 1 ということで確保しているということでご理解をいただければというふうに存じます。こちらが生活館の候補地ということで、広めを取っているというところでご理解をいただきたいと思います。

また、日照の問題ということですが、ひな壇状には造成はいたしますので、日のほうはそれぞれ地域によって日照の時間というのは非常に異なるかと思うんですが、造成する宅地の中では段々のひな壇状の造成を計画しているというところでご理解をいただきたいというふうに存じます。

また、防火水槽につきましては、40 トン 40 m³級の防火水槽を設置しております。また、消火栓につきましても付近に設置する予定でございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 38 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 38 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 10 議案第 38 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 38 号については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 5 分から再開します。

午前 10 時 55 分休憩

午前 11 時 05 分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第 11 議案第 39 号 令和 7 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。井上副町長。

〔副町長 井上 永一君 登壇〕

○副町長（井上 永一君） 議案第 39 号 令和 7 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,278 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 72 億 1,278 万 7,000 円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

国庫支出金のうち、国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増に伴い 3,750 万 7,000 円を追加し、国庫支出金の計を 3 億 7,098 万円に、都支出金のうち、都補助金は、移住定住促進市町村支援事業補助金、移住体験住宅整備事業補助金の増などに伴い、2,828 万円を追加し、都支出金の計を 26 億 3,519 万 4,000 円に、繰入金のうち、基金繰入金は、財政調整基金繰入金を 1,700 万円追加し、繰入金の計を 5 億 5,260 万

2,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 8,278 万 7,000 円を追加し、歳入の合計額を 72 億 1,278 万 7,000 円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、総務管理費は、過年度国庫補助金返還金、防犯カメラ等購入緊急補助金の増などに伴い、1,698 万 4,000 円を追加し、総務費の計を 13 億 365 万 2,000 円に、民生費のうち、社会福祉費は、定額減税補足給付金不足額給付などの増に伴い、3,750 万 7,000 円を追加し、民生費の計を 14 億 8,701 万 8,000 円に、土木費のうち、住宅費は、移住体験住宅実施設計業務委託、移住体験ツアー業務委託などの増に伴い、2,830 万 8,000 円を追加し、土木費の計を 11 億 6,148 万円に、予備費は、予算調整により 1 万 2,000 円を減額し、予備費の計を 2,018 万 9,000 円とするもので、今回の歳出補正額は 8,278 万 7,000 円を追加し、歳出の合計額を 72 億 1,278 万 7,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 39 号の説明を終わります。今後の事業執行に欠かせない予算でございますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

次に、各課長から説明をお願いします。説明は自席に着席したままで簡潔に行っていただくようお願いしたいと思います。

それでは、議案第 39 号について各課長から順次所管の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） それでは、議案第 39 号 令和 7 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 1 号）の内容につきましてご説明いたします。

6 ページをご覧ください。歳入でございます。

款 14 国庫支出金です。項 02 国庫補助金、目 01 総務費国庫補助金 3,750 万 7,000 円の増額は、説明欄記載の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を増額するものですが、充当事業の内容につきましては、歳出予算でご説明いたします。

○総務課長（山宮 忠仁君） 次は款 15 都支出金です。項 02 都補助金、目 01 総務費都補助金は 208 万円の増で、節 06 防犯機器等購入緊急補助事業補助金を新たに計上するもので、内訳といたしまして、説明欄記載の事務費を 8 万円、事業費については都補助率 2 分の 1 として 200 万円を計上するもので、個人宅で活用する防犯カメラ等の購入補助の財源として予算措置するものですが、詳細につきましては歳出でご説明いたします。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 次に、目 06 土木費補助金、節 02 住宅費等補助金 2,620 万円の増額は、説明欄記載の空き家利活用等区市町村支援事業補助金につきまし

ては、定住対策用物件改修設計業務委託料に関する補助金 600 万円を増額するものです。島しょ、山村地域への定住促進サポート事業費補助金につきましては、東京都の補助要綱の変更に伴い、移住・定住促進市町村支援事業費補助金へ補助金が統合されたため、組替えにより 210 万円を減額するものです。

移住・定住促進市町村支援事業補助金につきましては、東京都の移住・定住促進市町村支援事業補助金交付要綱が令和 7 年 5 月に施行され、補助メニューが示されたことから、この補助金を活用するため、先にご説明した組替え分の 210 万円を含む 1,230 万円を新たに計上するものです。

移住体験住宅整備事業補助金につきましては、東京都の島しょ山村地域における移住体験住宅整備補助事業補助金交付要綱が令和 7 年 4 月に施行され、補助対象事業の内容が示されたことから、この補助金を活用するため 1,000 万円を新たに計上するものです。

いずれも事業の内容につきましては、歳出予算でご説明をさせていただきます。

○企画財政課長（杉山 直也君） 次は款 18 繰入金です。項 02 基金繰入金、目 01 財政調整基金繰入金 1,700 万円の増額は、財源調整のために財政調整基金から当該金額を繰り入れるものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

7 ページをご覧ください。歳出でございます。

款 02 総務費です。項 01 総務管理費、目 01、事業（01）一般管理費は、財源組替えで、増減はございません。

次に、目 04、事業（01）財政管理費 1,228 万円の増額は、節 22 償還金・利子及び割引料において、説明欄記載の過年度国庫補助金返還金を計上するものですが、これは令和 5 年度に実施いたしました住民税非課税世帯臨時特別給付金事業及び令和 5 年度から令和 6 年度にかけて実施いたしました高齢者世帯等省エネ家電購入費助成事業に充当いたしました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について両事業の精算実績に伴い、余剰となった交付金を返還するものです。

○総務課長（山宮 忠仁君） 次の目 13、（01）防犯対策費は 470 万 4,000 円の増で、内訳といたしまして、節 10 需用費は 70 万 4,000 円の増で、これは自動通話録音機 200 台分の購入予算を計上するものですが、高齢者世帯等で必要としている住民に無償貸与し、詐欺被害防止に資するよう導入を図るものです。

次の節 18 負担金・補助及び交付金は 400 万円の皆増で、これは歳入でご説明いたしました東京都からの防犯機器等購入緊急補助事業補助金を活用し、区市町村が住民に対し、

防犯機器等の導入を支援する事業となりますが、町においても住宅への侵入窃盗などの犯罪を未然に防止する観点から、家庭用防犯カメラ等の購入補助金を200世帯分見込み計上するものです。

なお、補助金の交付は1世帯につき1回限りで、補助金の額は2万円を限度とし、補助対象経費の2分の1とするものです。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 次に、款03民生費です。項01社会福祉費、目01社会福祉総務費、事業（21）定額減税補足給付金（不足額給付）支給事業費については、令和6年度に1人当たり所得税3万円、住民税1万円の定額減税に関連して定額減税調整給付金の支給が行われましたが、ここで令和6年度分所得税額が確定したため、給付額に不足がある方に対し、定額減税補足給付金（不足額給付）の支給を行うもので、対象者を549名と見込み、それぞれの給付に係る費用を事務費含め、いずれの事業も、節03職員手当等から8ページにかけて節18負担金・補助及び交付金まで、説明欄記載のとおりそれぞれ見込み、合計3,750万7,000円を新たに計上し、先程歳入でご説明いたしました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するものです。

以上で、款03民生費の説明を終わります。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 次に、款08土木費です。項04住宅費、目01住宅管理費、事業（01）若者定住推進事業費2,830万8,000円の増額は、先程歳入でご説明いたしました東京都の移住・定住促進市町村支援事業などの補助事業として実施するため、新たに計上するものです。

内訳といたしましては、節12委託料2,800万円の増額は、説明欄記載の定住対策用物件改修設計業務委託として、町が所有する空家物件の改修工事を行うための設計業務委託を計上するもので、次の移住・定住アドバイザー派遣業務委託は、移住体験住宅の建設に向けて施設の活用やデザイン等の基本設計の業務を委託するもので、次の移住体験ツアー業務委託は、町への移住・定住に繋げるための体験ツアーを実施するもので、次の移住・定住PRグッズ作成業務委託は、イベント等の出展時に配布するノベルティーを作成するもので、次の移住体験住宅実施設計業務委託は、アドバイザー派遣業務委託でのデザイン案などを基に移住体験住宅を建設するための実施設計業務を委託するもので、合計で2,800万円を増額するものです。

次の節18負担金・補助及び交付金30万8,000円の増額は、移住・定住イベントへ出展するための負担金を新たに計上するものです。

以上で、款08土木費の説明を終わります。

○企画財政課長（杉山 直也君） 次に、9 ページにかけまして、款 14 予備費 1 万 2,000 円の減額は、歳入歳出の調整によるものです。

10 ページをお願いいたします。10 ページからは給与費の明細書でございますが、先程款 03 民生費の事業（21）定額減税補足給付金（不足額給付）支給事業費でご説明いたしました節 03 職員手当費の超過勤務手当のみの補正となりますので、説明は割愛させていただきます。

以上をもちまして、議案第 39 号 令和 7 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、議案第 39 号の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑は、歳入歳出を含めて一括して行います。

これより只今上程の議案第 39 号の質疑を行います。質疑はありませんか。5 番、大澤議員。

○5 番（大澤由香里君） 5 番、大澤です。

ページ 8 ページの若者定住推進事業費のところなんですが、委託料 2,800 万円のそれぞれの業務委託の予算の割り振りとかが決まっていたらお知らせいただきたいのと、あと委託先が決まっていたらそれもお知らせください。

○議長（小峰 陽一君） 子育て定住推進課長。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 5 番、大澤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

委託料それぞれの予算の割り振りということでございますが、こちらにつきましては、順番に上から申し上げますと、定住対策用物件改修設計業務委託、こちらが 600 万円、移住・定住アドバイザー派遣業務委託、こちらが 250 万円、移住体験ツアー業務委託、こちらが 750 万円、移住・定住 P R グッズ作成業務委託、こちらが 100 万円、移住体験住宅設計業務委託、こちらが 1,100 万円を見込んでございます。

また、2 点目のご質問、委託先はということでございますが、委託先につきましてはまだ決定しておりませんので、今後、指名委員会等を経て決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。8 番、宮野議員。

○8 番（宮野 亨君） 8 番、宮野でございます。

7 ページの防犯対策費、1 世帯約 2 万円ということで、住民に周知はどのような形でな

されるのかと、もう一つは、今現在、熊や何かに家を壊されたりとかいう被害は聞いているんですが、窃盗とか強盗的な、奥多摩町で聞いたことないですけど、町に情報があればお知らせ願いたい。

以上2つなんです。よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 8番、宮野議員さんからのご質問にお答え申し上げます。

ページが7ページでございます。中ほどの目13の防犯対策費ということで、こちらのご質問ですと節18、防犯カメラ等購入緊急補助金の部分かと存じます。1点目でございます住民周知ということでございますけれども、本日、予算のご審議をいただいております。ご承認いただいた後に速やかに進めてまいりたいと思いますが、1つの目安といたしましては、7月の5日を目途に、広報を出しますが、その頃を目安にお知らせを図りたいと思います。また、広報ですと、どうしても字が小さかったりとかいうこともあって、高齢者の方も含めて使っていただきたいということと目立たせるためにチラシの方向で、先程の自動通話録音機のほうも含めてお知らせをしてまいりたいと思います。

2点目でございます。町内で窃盗とか侵入被害の情報が入っているかということでございますけれども、こちらについては現状町のほうには入っておりません。ただ、町のほうでも注意喚起を度々しておりますけれども、詐欺関係の電話は入っているということです。なので、今回はその辺も鑑みて、こういった防犯対策費を計上させていただきました。よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。4番、相田議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田です。

今の宮野議員のところと一緒に、7ページの防犯カメラ等購入緊急補助金の部分です。2点ございます。防犯カメラ等の「等」の部分ですけれども、「等」の部分は、どういうものがあるのかというところと、2点目としては、7月から広報されるということですけど、防災無線であるとか、或いは高齢者の方が多いと思いますので、例えば包括の訪問の方とか具体的に直接お話をされるということはお考えではないか、伺いたいと思います。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 4番、相田議員さんからのご質問にお答えいたします。8番、宮野議員と同様の予算計上箇所でございます。

2点ご質問をいただいております。1点目、防犯カメラ等の「等」というのはどういうものがあるのかというお話でございます。こちらにつきましては、防犯カメラ等というこ

とで、いわゆる東京都のほうが防犯機器等ということで予算の計上をしております。基本的に町はそこに沿ってという形で進めてまいりたいというふうに考えておりますけれども、同時に町のほうでも補助金の交付要綱を今策定しておりまして、この中では主だった部分ということでまず申し上げますと、家庭用防犯カメラ、カメラ付きインターホン、また、人感センサーライト等ということがまず主要な部分というふうに考えております。

それに加えて、東京都のほうなんかでもそうですし、周知の仕方は千差万別なんですけれども、例えば防犯砂利みたいな、いわゆる庭に砂利を敷いて人が入ってくると音がするとか、そういうものも東京都のほうでは認めているというようなことなんです。ただ、その場合は単なる砂利との区別をどうするのかという部分もありまして、東京都のガイドライン等によると、防犯という名目であるものであればというようなことは書かれております。基本的に侵入防止対策ということになっていますので、防犯ブザーとかは対象外というようなことも書かれております。かなりちょっと事細かになっていることと、防犯グッズとか、そういう侵入被害防止の危機というものが私どものほうでも全部が全部把握はでききれておりませんので、基本的には東京都の要綱でピックアップされているものとか、また個別にもしそういうものが出てくれば、その都度審査をさせていただいて判断をさせていただくというような考えでおりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから周知の部分です。こちらも防災無線とか、また、包括とか訪問の部分で連携が取れないかというお話でございます。防災無線のほうも一応東京都も時限措置の補助金でございまして、この2万円上限という部分は来年の3月末までということですので、ある程度期間もございますので、様子を見ながらということで防災無線の活用も図っていきたいと思います。

それから高齢者が多いということで、こちらもお承認いただいた後になりますけれども、福祉保健課等を通じてその辺の連携が取れないかということは探っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） ほかに。4番、相田議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田です。

分かりました。ありがとうございます。時限措置ということで、今年度の事業ということで、来年の3月までということは、今年度限り2万円の補助、2分の1の2万円上限の補助ということであると思うんですけれども、なので、1年間の事業ですよね。もう少し早めに取り組むことができなかったのか、当初予算に計上することができなかったのかというところで、第1回定例会のときもお伺いしましたけれども、4月から7月からという

この3か月というのは1年の間では大きいのではないかと思います。その辺伺いたいと思います。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 4番、相田議員さんからのご質問にお答え申し上げます。

今回の事業は東京都に沿った形でということで時限措置というお話でございました。この2万円上限という部分は今年度限りという形で、要綱のほうも設定させていただいております。ご質問の中で東京都は4月からスタートしているということで、町のほうが当初予算に乘せられなかったのかというお話でございます。東京都のほうに関しまして3月の第1回の町議会定例会のほうでも申し上げたかと思いますが、その時点でまだ正式な要綱ができ上がっていないということと、東京都の担当になります都民安全総合対策本部というところも4月1日の発足というお話もさせていただいております。

そういった中で、例えば檜原村さんは当初予算で乗せているという状況は把握しております。ただ、確認したところ、檜原村さんは東京都の事業の有無にかかわらず、村として既に4月からやろうとしていたということで準備が整っていたというようなお話を伺っております。したがって、最終予算は既に3月以前から予定をしていたということで当初予算に間に合ったというお話で、後から歳入を見るというようなお話を聞いております。また、そういう部分で言いますと、日の出町がやはりこの6月の議会のところで補正予算を計上されるというような情報をいただいております。瑞穂町につきましては、やはり当初予算は未計上でございまして、ただその後、6月になる手前の部分で予算を計上したというようなお話は聞いております。

ご質問ですと、4月周知と7月では、いわゆる短いというか、その3か月間の差が大きいんじゃないかというお話をいただきました。一応東京都のQ&Aのほうもそうですし、私どもの要綱のほうもそうですけれども、7月から周知を行うんですけれども、その領収書とか設置状況が確認できれば、4月1日から遡及適用ということで対応可能としておりますので、その辺でなるべく支障のないようにということで幅広に考えていきたいと思っておりますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 4番、相田議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田です。

分かりました。4月1日からの購入も対象になるということで、これも併せて広報していただけるということですね。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 只今のご質問でございますけれども、周知の部分につきましては4月1日以降の購入費についても適用をされるという旨は周知してまいります。

ただ、先程申し上げましたように、防犯機器も適用になるものとなないものがあるんで、すんなりそれが4月1日以降だから全部対象になるということもございません。基本的に新品でないといけないとか、メルカリとかで買ったものとかは駄目ですというのが東京都の要綱の中にも示されておりますので、その辺の誤解を招かないような、ただ余り書き過ぎちゃうとまた読まないという部分も出ますので、そのさじ加減が難しいんですけども、そういったことで分かりやすいことを心がけまして、不明な部分は役場のほうへお問合せいただけるような形でいきたいと思います。先程ご提案もありましたような包括とか、そういった部分も活用させていただきながら連携を考えていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 4番、相田議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田です。

分かりました。ありがとうございます。先程、チラシ等を配布するというようなお話でしたけれども、チラシの中に、防犯カメラ等の「等」の部分の、いわゆる写真ですね、こういうものに使えますよという具体的な写真、文字だけではなく、写真つきであれば、より一層利用される方が増えるかなと思いますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。3番、森田議員。

○3番（森田 紀子君） 3番、森田です。

8ページの若者定住推進事業費、先程まだ委託先が決まっていないということだったんですけど、移住体験ツアーに関しては、もう既にされていると思うんですが、今まで委託先、そして、何人ツアーに参加したのか。また、ツアー内容、今回、前回のツアーとどのように変えたいと思っているのかなどお聞かせいただけたら幸いです。

○議長（小峰 陽一君） 子育て定住推進課長。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 3番、森田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

8ページの若者定住推進事業費、委託料の中の移住体験ツアーの委託先とこれまでのツアーの実績等といったことのご質問かと思いますが、まず昨年度もこの移住体験ツアーを実施しておるんですが、昨年度は東京都が行った事業になっておりまして、町のほうが直接行っていないというところになってございます。

昨年、奥多摩町のほうでは5回のツアーを実施していただきまして、参加人数は1回目が37組99名の申込みがあつて、2回目が24組58名、3回目が12組34名、4回目が12組28名、5回目が27組69名のお申込みをいただきまして、実際にツアーに参加していただいた方が、すみません、こちら全体になってしまうんですが、73名の方にツアーに参加をしていただいたという実績になってございます。

昨年度は東京都が委託をした先がJTBのほうに委託をしております、町のほうでは基本的にはJTBさんがツアーのほうは開催しておるんですが、町に来たときに、若者住宅の案内ですとか、あとは事業のご説明をしたりですとか、観光ツアーとは若干違いますので、地域の中をご案内するようなところを町のほうで担当して、お客様をご案内したといったような内容となっております。

今年度につきましてはまだ業者さんのほうは、去年はそういった形で東京都さんの事業でやっておりましたので、今年度はまだ町のほうでは委託先というのは決めていないという状況で、ツアーの内容につきましても、これから業者さんが決まりましたら内容を決めて、いずれにいたしましても移住・定住に繋がられるようなツアーにしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただければと存じます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。1番、榎戸議員。

○1番（榎戸 雄一君） 1番、榎戸です。

関連です。若者定住推進事業の委託料のところ、こちらで移住・定住アドバイザー派遣事業費というところで説明はありました。僕自身は末永く住んでもらうようなアドバイザーかなと思ったんですけど、ここに関しては基本設計とかという回答があつたんで、よろしいんですが、若者が奥多摩町に来てくれるのはありがたいんですが、支援がなくなっちゃうと、よそ行っちゃうなんていうのもあつたりするかなと思うんで、移住・定住、一言付け加えて、永住していただけるような、そんな仕組みづくりというのは今後入ってくるのか、もしくはこの辺に入って、その後の負担金でイベントとかあるんで、そういう中で永住というのでも推し進めていただきたいなと思って、その辺の考え方とかあつたら教えていただければと思います。

○議長（小峰 陽一君） 子育て定住推進課長。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 1番、榎戸議員のご質問にお答えをさせていただきます。

8ページの若者定住推進事業費の中、12 委託料の移住・定住アドバイザー派遣業務委託、まずこちらにつきましては、こちら昨年度は東京都さんのほうで直接行っている事

業として、奥多摩町のほうもこの事業を使わせていただいて、昨年も移住・定住アドバイザーの業務をやらせていただきました。昨年度は、これまでの町の事業を行ってきた振り返りといえますか、成果を検証していただいたりですとか、アンケートの調査を行ったりした中で、今後の定住事業の進め方についてアドバイスをいただいたというところがございます。

その中で出てきたのが今回行います移住の事業でございまして、移住体験住宅というところが報告としていただきまして、この移住体験住宅につきましては、一時的に住んでいただいて、奥多摩町の良さを知っていただくという住宅ではあるんですが、目的としましては、一度体験的に住んでいただいて永住をするために町のいいところを知っていただくというのが体験住宅になりますので、今後長く永住をしていただけるような方をターゲットとしておりますので、その点については、一過性のものではなくて永住を目的として事業を展開しているというところがございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 英人君） 2番、伊藤です。

更に関連してご質問いたします。8ページですが、事業（01）若者定住推進事業費です。説明欄の委託費、先程のご説明など伺いましたが、結局具体的なところでいうと、例えば1番目にある移住対策用物件、これは町有地にあると思うんですけども、具体的にはどこを指しているのかということ。

更に一番下は、もともとは東京都が行っていたということですが、移住体験住宅の建設に関して、これも具体的にはどこなのかということ。自分のイメージとしては日原とかがこれまでいなか暮らし体験住宅として使われていたと思うんですけど、それとは違うのかというところを確認したいのと、3点目として、その上、移住・定住PRグッズのノベルティーとは具体的にはどういったものを想定しているのかということの3点、この部分で伺いたいと思います。

7ページに戻りましてもう一点あります。目04財産管理費ですが、説明欄01償還金・利子及び割引料ですが、過年度国庫補助金返還金の部分、すみません。これは以前自分がどこかで確認したかもしれないんですけども、結局この省エネ家電補助金というのは実績は何件くらいあったのかというところをお伺いしたいと思います。

以上です。お願いします。

○議長（小峰 陽一君） 子育て定住推進課長。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） それでは、2番、伊藤議員のご質問にお答えを

させていただきます。

まずはじめに3点、定住の関係でご質問いただいているかと思います。まず8ページの若者定住推進事業費の委託料の中で、1点目が定住対策用物件改修設計業務委託についてどこを予定しているかというご質問かと思いますが、こちらにつきましては、今、町で管理している未使用となっている空家13件ございまして、その中から今3件ほどできればなというふうには考えているところでございます。ただ、その場所につきましては、事業者さんに、専門の方にも見ていただいたほうがいいかと思っておりますので、場所については現時点では未定となっております。

続きまして2点目の移住体験住宅の建設場所はというご質問でございますが、こちらにつきましては、今、現在入川の入ってすぐの川沿いのところに町有地がございまして、ここを想定しております。

定住推進課のほうでもそちらの使用方法につきまして子育て応援住宅ですとか、町営若者住宅といったようなことも考えてはおったんですが、若干日陰になるような場所でもあったりとかしますので、こういった体験住宅として有効な活用ができないかということで思っております。こちらにつきましても実際にアドバイザーの派遣業務の中で、実際現地を見ていただいて、どのような活用ができるのかといったようなことを調べていきたいというふうに思っております。

また、3点目のPRグッズのノベルティーはということなんですが、こちらはまだ確定はしていないんですが、トートバッグですとか、マグネットとかのわさびーのイラストを入れたような、そういった一般的にあるようなものにはなってしまうんですけど、そういったものを作成をしたいということで考えてございます。

説明は以上です。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 2番、伊藤議員の2点目のご質問にお答えいたします。ページが7ページの財政管理費の中で、こちらが先程話しました高齢者世帯省エネ家電の購入費の助成事業の部分の中で件数の話でございますが、エアコン・冷蔵庫の助成件数ということで、令和5年度については合計ですが52件、令和6年度が44件、2か年96件ということになります。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 英人君） ありがとうございます。すみません、追加でもう一つ伺いた

い。先程の東京都のほうで考えているということの移住体験住宅の建設用地のお話ですけども、入川がその場所になっているということで、この入川の周辺の方からも、この場所はたしか法面などを造成して町営の住宅が建てられるはずなんだけれどもという質問を伺うことがあったんですね。ですので今回このような体験住宅が建設されるということで伺って、非常に納得がいったんですけども、これは実施設計の業務が行われて、実際にその体験の住宅が完成して体験の事業が行われるようになるのはいつ頃の話になるのか伺ってよろしいでしょうか。

○議長（小峰 陽一君） 子育て定住推進課長。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） それでは、2 番、伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

実際に移住体験住宅がいつ建設、そして事業をはじめるかというご質問でございますが、今年度実施設計をしまして来年度に建設の工事を実施したいということでは考えてございます。工事が終わり次第、事業のほうを展開していきたいということで考えております。以上です。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。5 番、大澤議員。

○5 番（大澤由香里君） 5 番、大澤です。

7 ページの先程の防犯対策費のところなんですけど、消耗品で自動通話録音機 200 台分の無償貸与ということなんですけど、これ固定電話に取り付けるものなんですかね。私、去年の 12 月に携帯電話に詐欺電話がかかってきまして、結構高齢者の方、携帯電話だけという方もいらっしゃると思うんですけど、携帯電話で何か防犯対策できるような、通話が録音できるような、そういう仕組みになるかどうか、お伺いしてもいいですか。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 5 番、大澤議員さんからのご質問にお答えいたします。

7 ページの防犯対策費の中の消耗品の部分の自動通話録音機の部分でございます。現状と申しますか、平成 28 年度に一度やはり同じく 200 台を町のほうで購入いたしまして、高齢者等の方で必要とされる方にお配りしたということでございます。今回のタイプなんですけども、やはり同様に固定電話に接続するようなタイプを想定しております。

先程来ご説明もしていますがけれども、確かに今、携帯電話も普及してきて、その対応ということなんですけど、町のほうといたしましては、過去の平成 28 年度に導入した 200 台がまだ令和 7 年の頭ぐらいに少し残っていたんですね。ただ、そこでまた年明けに需要がありまして、何台か出したんですけど、そこで尽きてしまって、今、バックオーダ

一といたしますか、若干2台だけなんですけど、お待ちいただいている方もいますので、まずはその需要のあるところということで、同様に固定電話のほうでの対応を今回させていただくということです。

携帯電話の部分というのは私のほうも勉強不足で申し訳ないんですけども、どういった防犯対策というか、何か詐欺被害防止があるのかというところで研究しなきゃいけないんですけれども、ただ、固定電話ですと、ナンバーディスプレイ契約をしないと、なかなか相手は何番かというのは見えない部分ありますけども、携帯電話ですと基本的には非通知とか、番号で海外の国の番号からよくかかってくるとかいうのがありますので、その辺を目印に出る出ないということも、たしか警察でもそんなようなことも周知されていると思いますので、その辺は研究させていただくということでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第39号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第39号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第11 議案第39号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第39号については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は6月17日となっておりますので、明日6月11日から16日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、明日6月11日から16日までの6日間は休会することに決定しました。

なお、本会議2日目は、6月17日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午前11時54分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員